

アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業

第2分類事業判定届出書の概要

令和3年11月

アサヒプリテック株式会社

1

本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 地域の概況及び地域特性
3. 第2分類事業判定届出について

2

1. 事業計画の概要

3

事業の概要

計画段階事業者の氏名及び住所	アサヒプリテック株式会社 代表取締役社長 中西 広幸 東京都千代田区丸の内1-7-12
事業の名称	アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業
事業の種類及び規模	廃棄物処理施設の建設（第2分類事業） 横浜市環境影響評価条例施行規則 別表第1 6 廃棄物処理施設の建設 （1）産業廃棄物処理施設 焼却施設の新設 焼却能力90t/日
計画地の位置	横浜市鶴見区大黒町18番46 他

事業の目的

【 環境問題解決への貢献 】

《高効率の廃棄物発電焼却施設建設》

⇨ 廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用した発電

- ① リサイクルに適さない廃棄物の適正処理
- ② 発電量相当分の二酸化炭素を削減

〔背景〕 国内外における環境問題

- 廃プラスチック問題：
海洋プラスチック問題
海外輸出規制の強化（国内処理施設整備急務）
- 地球温暖化防止：
脱炭素化社会への貢献

添付資料 1-4

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

5

計画地の位置



【概要】

用途地域：工業専用地域

臨港地区：工業港区



凡例



：計画地

— · — : 区界

添付資料 1-2

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

6

事業計画の概要

計画内容	既設廃棄物処理施設 ^{※1} （中和処理、汚泥等のセメントリサイクル処理、木くずチップの製造）を解体した跡地に替わって、廃棄物発電焼却施設を建設する計画
施設の概要	焼却処理 : <u>90t/日（24時間）</u> 発電能力 : 1,650kW（最大） 排気筒(煙突)高さ : 35m
工事予定期間	令和5年度～令和7年度 解体・建設工事 令和7年度 供用開始

※1 令和3年10月にアサヒプリテック株式会社が、ジャパンウェイスト株式会社を吸収合併しましたが、全ての事業を承継しております。吸収合併による本事業の計画に変更はありません。

添付資料 1-5, 1-8, 1-25

この資料は、「アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

7

土地利用計画

土地利用区分		面積 (m ²) ^{※1}	構成比	備考	
建物	既設	事務所棟 作業場 トイレ棟	約250	2%	作業場は、廃油再生処理施設の作業場所
	新設	供給棟	約2,000	13%	操作室や廃棄物ピット、機械装置等の設置を行う建物面積にはスロープを含む建物高さ約28mを計画
		タービン棟	約240	2%	発電設備の建物 蒸気タービンや発電機等
		保管倉庫等	約1,352	9%	
	建物合計		約3,842	26%	
屋外施設	既設	廃油再生処理施設	約660	4%	
	新設	焼却施設	約1,200	8%	
搬入出車両スペース		約6,930	46%	車道や車両待機場所等	
緑地		約2,292	15%	緑地率15.36%を計画	
合計		約14,923	100%		

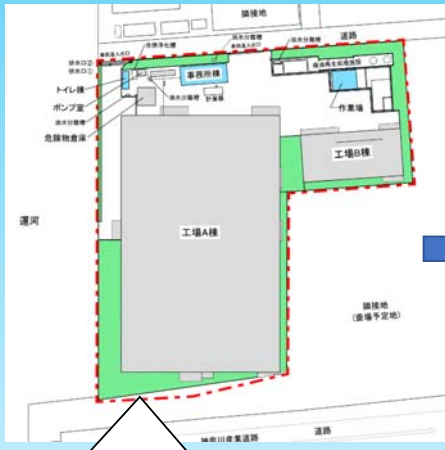
※1 今後の関係機関協議により、数値等は変更になる可能性があります。

添付資料 1-6

この資料は、「アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

8

計画地の配置



既設の工場A、B棟等を解体した跡地に、焼却施設や保管倉庫を建設する計画

凡例

- : 計画地
- : 解体
- : 建物-新設
- : 建物-既設
- : 屋外施設-既設
- : 屋外施設-新設
- : 搬入出車両スペース
- : 緑地



添付資料 1-7, 1-15, 1-16
 この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。 9

施設の概要

項目		内容	
焼却能力		90 t/日 (24時間)	
処理方式		ロータリキルン・ストーカ方式	
排ガス処理設備	集塵方式	ろ過式 (バグフィルタ) + サイクロン	
	脱硫・脱塩	乾式処理 (高反応消石灰 + アルカリ薬剤※1)	
	脱硝	触媒脱硝 (薬剤注入※2)	
	ダイオキシン類対策	燃焼制御 + 触媒による分解 + 活性炭吸着	
	水銀対策	活性炭吸着	
排ガス諸元※3 (12%換算濃度)	排ガス量 (湿り)	約39,700	m ³ _N /h
	硫黄酸化物	88	ppm
	窒素酸化物	80	ppm
	ばいじん	0.028	g/m ³ _N
	塩化水素	46	mg/m ³ _N
	ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ _N
	水銀	30	μg/m ³ _N

※1 ナトリウム系アルカリ粉末 ※2 アンモニアガス ※3今後の関係行政協議等により、数値等は変更になる可能性があります。

排ガス中の有害物質の低減について

当社が他県で運用する同規模焼却施設の運用実績において、有害物質の低減が行えていることを参考として以下に示します。
参考としたこの施設は、**燃焼方式（ロータリキルン・ストーカ方式）**や**処理能力（90 t /日）**も同じで、**多品目の廃棄物を焼却処理**しています。

有害物質 (単位)	当社同規模施設測定結果			本事業の計画施設			諸元値
	入口 濃度	除去率 %	出口 濃度	入口 濃度	除去率 %	出口 濃度	
硫酸化物 (ppm)	180	97.6	4.3	≤333	94	≤20	88
窒素酸化物 (ppm)	49	N/A*1	49	≤150	60~80	30~60	80
ばいじん (g/m ³ _N)	1.3	99.9	<0.001	≤2	99	≤0.02	0.028
塩化水素 (mg/m ³ _N)	1,300	99.7	3.7	≤1,650	98	≤33	46
ダイキソ類 (ng-TEQ/m ³ _N)	5.2	98.8	0.065	≤10	90	≤1	1
水銀 (μg/m ³ _N)	6.7	97.7	0.14	≤50	90	≤5	30

濃度は酸素12%換算値

入口濃度は、バグフィルタ前 出口濃度は、排気筒測定点とする。

*1：当社同規模施設の脱硝方式は、無触媒脱硝（尿素による脱硝）方式を採用。

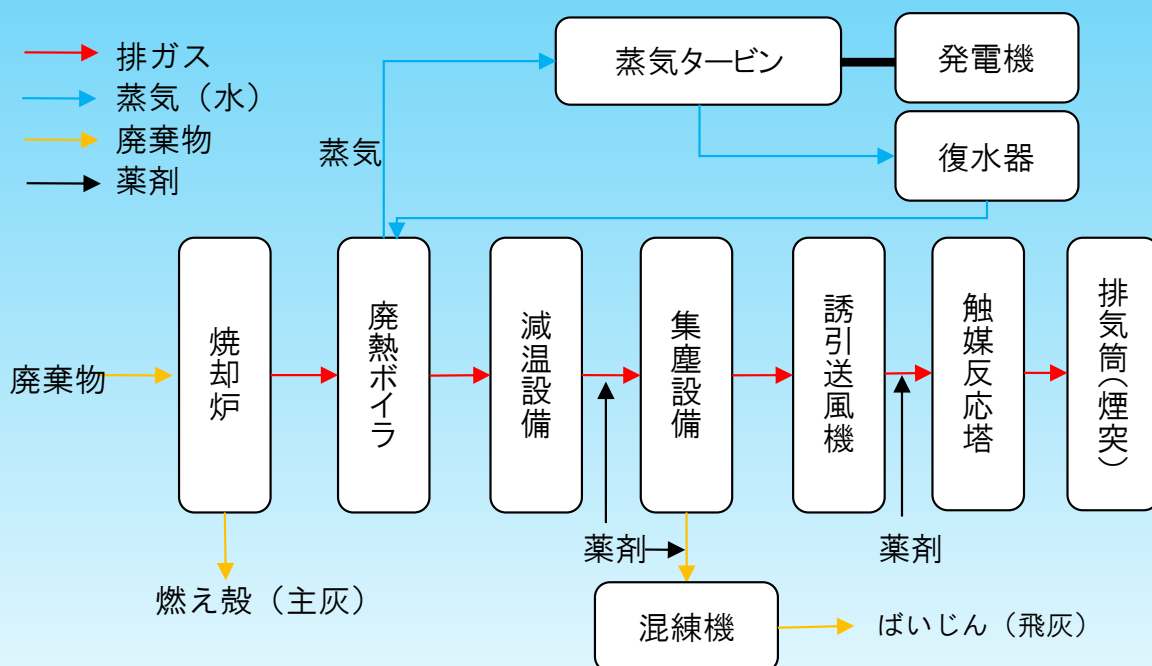
本事業においては、触媒反応塔（アンモニアガスによる脱硝）を採用する計画で、無触媒脱硝よりも高い除去能力（メーカ実績）が見込める。

添付資料 資料編 資-1

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

11

焼却施設のプロセスフロー



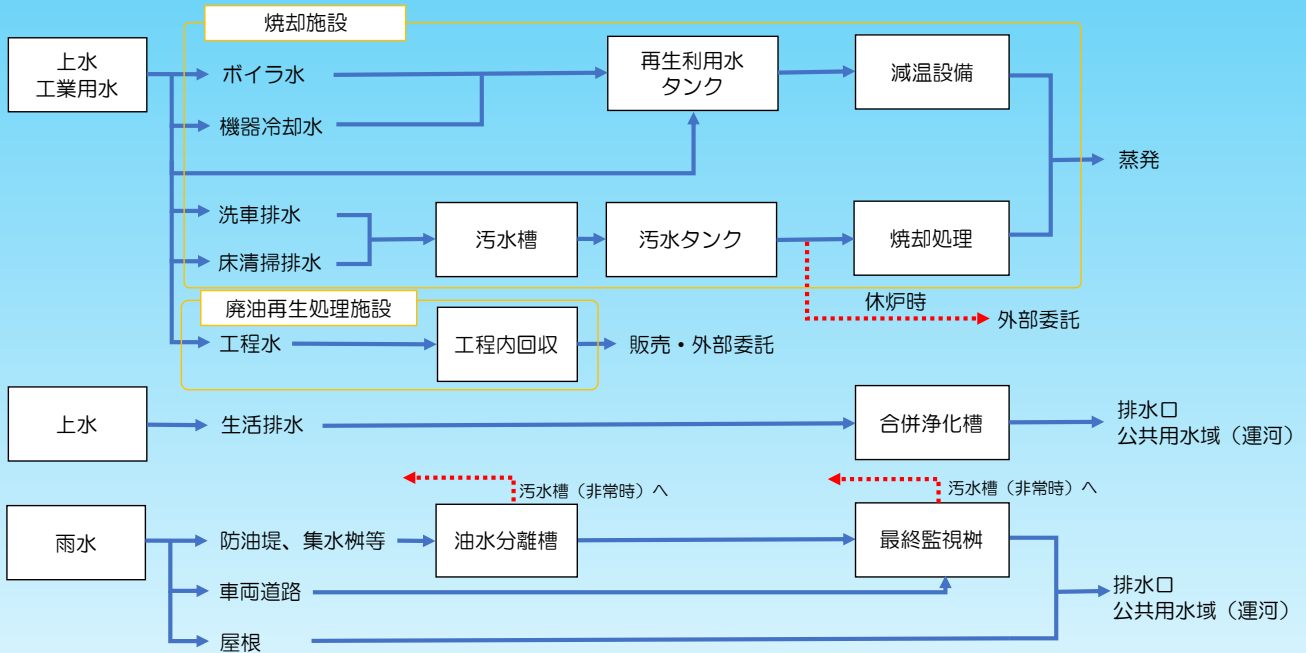
- 廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用し、発電を行います。
- **発電した電力は工場内で利用**するだけでなく、余剰電力は、売電或いは地域利用など有効活用を検討します。

添付資料 1-8

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

12

排水フロー



- 焼却施設から排水されるボイラ水や機器冷却水は、再利用水タンクに貯留し、減温設備で蒸発させるため放流することはありません。
- 洗車排水や床清掃排水は、全て回収し、焼却処理します。
- 合併浄化槽で処理した生活排水と屋根雨水は運河へ放流します。
- 油水分離槽や最終監視柵を設け、**pH値・導電率の常時監視**も行います。

添付資料 1-11, 1-12

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

取り扱う廃棄物の計画内容

- 取り扱う廃棄物は、横浜市及び近隣自治体に所在する企業や工場等から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が主な対象になります。

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
焼却施設 (新設)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず 動物系固形不要物、動植物性残さ 燃え殻、ばいじん、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	引火性廃油 廃酸 (pH2.0以下) 廃アルカリ (pH12.5以上) 感染性産業廃棄物 特定有害産業廃棄物 (汚泥、廃酸、廃アルカリ、 廃油、燃え殻、ばいじん)
廃油再生 処理施設 (既設)	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ	引火性廃油 廃酸 (pH2.0以下) 廃アルカリ (pH12.5以上) 1,4-ジオキサンを含む廃油

添付資料 1-5, 1-9

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

温室効果ガス（二酸化炭素）の低減に関する事項

- 発電による二酸化炭素排出量の削減効果については、1kWhあたりの二酸化炭素排出係数0.000434t-CO₂/kWh（東京電力2020年排出係数）のとき、一日あたり約17t-CO₂（最大発電量で試算）の削減が見込まれる計画です。
- 熱回収効率については、環境省が定める「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」による熱回収率算出式において、16～17%の熱回収を行う施設を計画します。
- 電力の有効利用については、計画する発電規模1,650kWのうち、計画地の使用電力を除く最大約1,000kWを売電する計画です。
- 売電先については、脱炭素化社会形成に貢献できる事業への供給を積極的に検討します。
- 具体的な検討はこれからになりますが、低炭素なエネルギーとして期待される水素の製造などに、当社の廃棄物発電による電力を利用していくことにも、積極的に取り組みます。

配慮事項の追加について

(1) 悪臭に関する事項

廃棄物ピットの保管容量を含む最大保管量は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「横浜市産業廃棄物処理地の設定等に関する指導要綱」を遵守し、廃棄物焼却能力（90 t / 日）の14日分を超えない計画とします。

感染性産業廃棄物の保管については、「感染性廃棄物処理マニュアル」の規定を遵守し、保管に適した保冷施設、消毒施設を設けます。

(2) 廃棄物処理計画

燃え殻（主灰）やばいじん（飛灰）の最終処分（埋立）場への搬出については、天蓋付き車両での運搬を計画し、飛散や漏洩防止対策を講じます。

(3) 防災等に関する計画

廃棄物ピットは、熱監視カメラによる常時監視設備や消火設備を設置し、火災防止対策を講じます。

(4) 施工計画

解体工事における防音対策として、防音パネル等を設置し、周辺への騒音影響の低減に努めます。

解体対象となる建物は、アスベスト使用が全面禁止される前（2004年）に建設していることから、法令に基づいてアスベスト建材の有無に係る事前調査を行い、必要に応じた対処を行います。

事業スケジュール案

本事業は、横浜市環境影響評価条例の手続きや、関係行政との協議等の完了後に、工事着工を行います。

令和5年（2023年）～令和7年（2025年）

解体、建設工事

令和7年（2025年）

供用開始予定

17

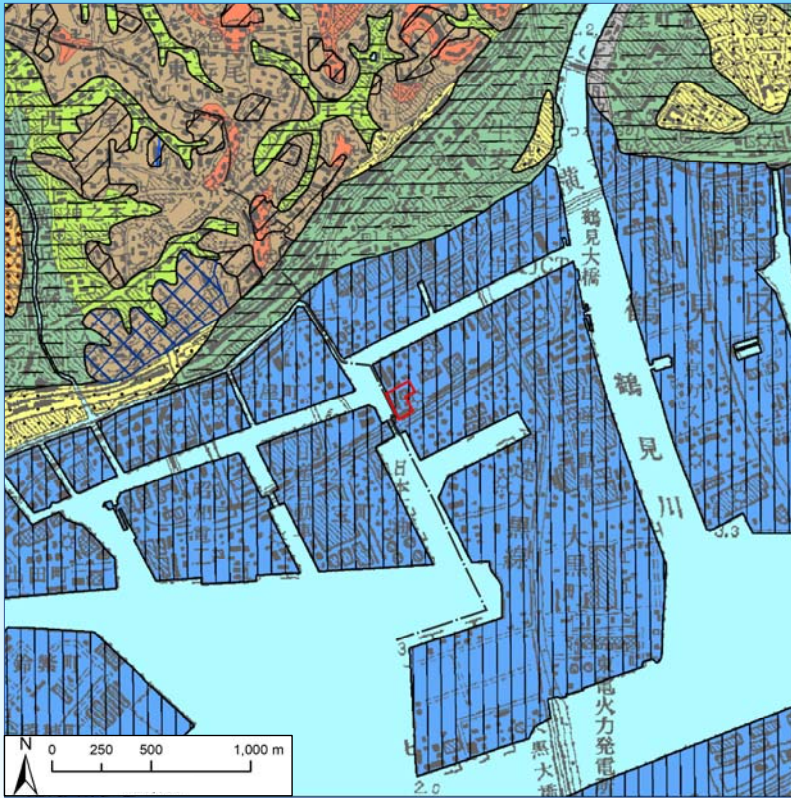
添付資料 1-25

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

2. 地域の概況及び地域特性

18

地形、地質、土壌・地盤の状況



計画地とその周辺は、**旧水部の埋立地**です。

凡例

- 計画地
- (人工地形)
- : 宅地等
- : 盛土地
- : 埋立地
- : 切土地
- (自然地形)
- : 山地斜面等
- : 砂礫台地 (礫州・礫堆)
- : ローム台地 (更新世段丘)
- : 谷底低地
- : 三角州・海岸低地
- : 砂州・砂堆
- : 河原・河川敷
- : 旧水部

地形の状況

添付資料 2-3, 3-6

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

水循環の状況



計画地は、**横浜港港湾区域内に位置し、西側は大黒運河に面しています。**

凡例

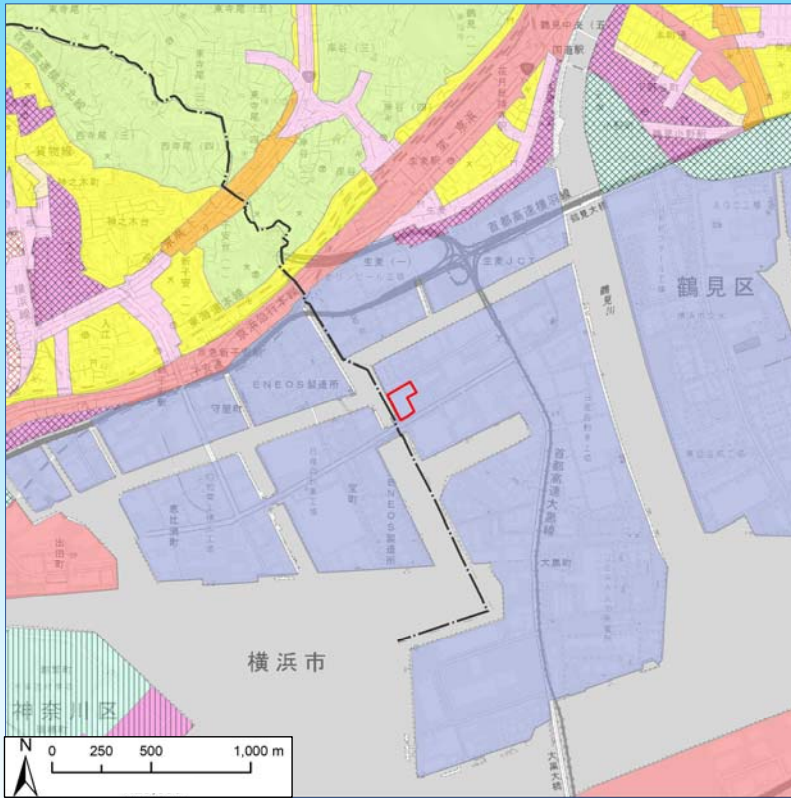
- 計画地
- 1級河川
- 準用河川
- 運河
- 湧水

海域及び河川の状況

添付資料 2-3, 3-7

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

土地利用状況



計画地の用途地域は
工業専用地域であり、
 計画地の周囲全てが工業専
 用地域となっています。
最も近い住居まで約700m離
 れています。

凡例

- 計画地
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 商業地域(第6種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域

用途地域の指定状況

添付資料 2-3, 3-11

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

公害等の状況 [大気汚染]



調査区域内の
 計画地北西側には
 鶴見区生麦小学校局
 鶴見区潮田交流プラザ局
 の2箇所的一般環境大気測定
 局があります。

凡例

- 計画地
- 一般環境大気測定局

一般環境大気測定局の位置

添付資料 2-4, 3-8

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

3. 第2分類事業判定届出について

23

第2分類事業判定届出について

【概要】

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準

ア	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
ウ	自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

第2分類事業判定届出について 【概要】

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（2）の判定基準

ア	首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
イ	都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域
ウ	都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域
エ	森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域
オ	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域
カ	緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地
キ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
ク	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物
ケ	神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物
コ	横浜市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物

添付資料 3-5

25

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

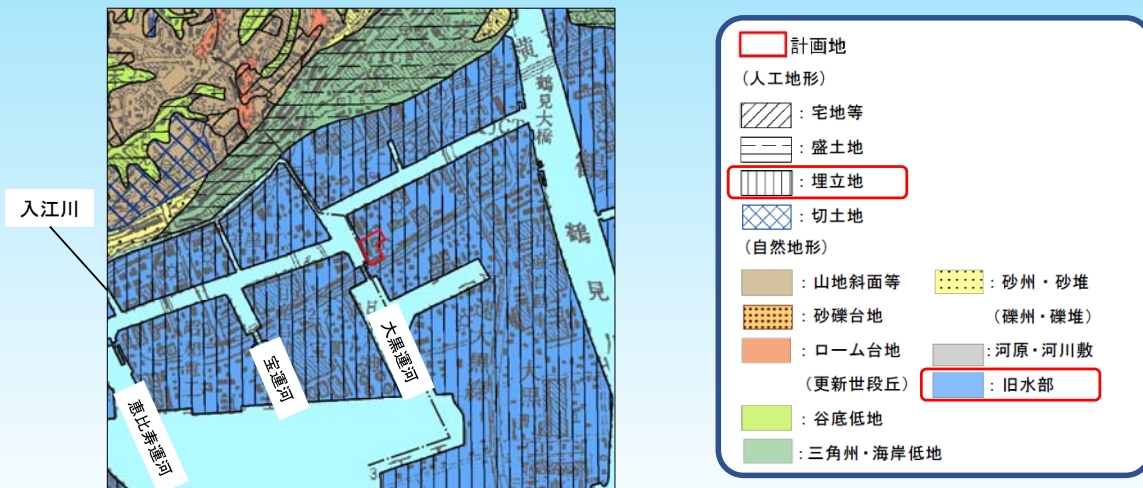
ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

<地形>

計画地は埋立地の一部で、横浜港港湾区域内に位置しております。

計画地及びその周辺は平坦な地形となっております。

計画地の北東の地域には鶴見川の河口があり、西の地域には入江川の河口及び入江川の派川があります。また、計画地の西側には大黒運河があり、埋立地の間には恵比寿運河、宝運河があります。



添付資料 3-1, 3-6

26

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

<気象>

計画地周辺の気象の状況として、計画地に最も近い一般環境大気測定局である鶴見区生麦小学校局での観測結果を確認しました。

横浜市内の他の測定地点と同等で横浜市内の一般的な気象条件と考えられます。

<大気質>

計画地周辺の大気質の状況（平成27年～令和元年度）として、鶴見区生麦小学校局の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準に適合していました。光化学オキシダントは各年度ともに不適合でした。

鶴見区潮田交流プラザ局の二酸化硫黄と有害大気汚染物質は環境基準に適合していました。微小粒子状物質（PM2.5）は、平成27年度を除き、環境基準に適合していました。

以上のことから、計画地周辺は、通風が確保された区域と考えられ、大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域ではないと考えられます。

添付資料 3-1

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

27

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

<水質>

計画地が位置する横浜港は閉鎖性海域である東京湾に位置することから、計画地周辺の水域も閉鎖性の高い水域その他の汚濁物質が滞留しやすい水域であると考えられます。

以上のことから、計画地周辺は、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域であると考えられます。



凡例

- 計画地
- 1級河川
- 準用河川
- 運河

添付資料 3-1, 3-7

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

28

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

- イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

計画地は工業専用地域であり、計画地の周辺全てが工業専用地域になっています。調査区域の北西側には、主に住宅系の地域が分布しており、住宅地からは約700m離れています。



凡例

- 計画地
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 商業地域(第6種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域

添付資料 3-3, 3-11

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

29

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

- イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

計画地の北側には幼稚園・保育園等の教育施設や福祉施設、病院等があります。計画地に最も近い教育施設、福祉施設、病院等はGENKIDS新子安保育園であり、約860m離れています。

主な教育施設、福祉施設、病院等の位置



- 計画地
- 保育園・幼稚園
- 学校
- 病院・診療所
- 福祉施設

添付資料 3-3, 3-12~3-15

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

30

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<大気質>

計画施設からの排出ガスは、焼却施設に排ガス処理設備を設置するとともに、運転管理や設備点検を充実させ大気環境への影響低減を図ります。

「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に定める規制基準を遵守し、規制基準より低い自主管理値を設定し管理することで、可能な限りの濃度低減を図ります。また、排ガス計による硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、酸素濃度の常時監視を行います。

31

添付資料 3-3

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

供用後の大気汚染物質濃度の予測結果 長期濃度（年平均値） （二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

予測項目	単位	寄与濃度 A	バックグラウンド濃度 B	将来予測 環境濃度 A+B	日平均値の 年間98%値 /年間2%除外値	環境基準値 /横浜市 環境目標値
二酸化硫黄	ppm	0.00021	0.003	0.00321	0.00748	0.04以下 ^{*1}
二酸化窒素	ppm	0.00005	0.017	0.01705	0.03729	0.04~0.06 のゾーン内又 はそれ以下 ^{*1} /0.04 ^{*2}
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00007	0.019	0.01907	0.04718	0.10以下 ^{*1}

注1：寄与濃度は最大着地濃度地点（二酸化硫黄と浮遊粒子状物質は排気筒の北西約500m、二酸化窒素は排気筒の北西約550m）における濃度を示す。

注2：二酸化硫黄のバックグラウンド濃度は、鶴見区潮田交流プラザ局における平成28～令和2年度における年平均値の平均を用いた。二酸化窒素と浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、鶴見区生麦小学校局における平成28年～令和2年度における年平均値の平均を用いた。

※1は環境基準値を、※2は横浜市環境目標値を示す。

32

添付資料 3-3, 3-16, 資料編 資-4～資-18, 資-46～資-47

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

供用後の大気汚染物質濃度の予測結果
長期濃度（年平均値）
 （ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、水銀）

予測項目	単位	寄与濃度 A	バックグラウンド濃度 B	将来予測 環境濃度 A+B	環境基準値 /指針値
ベンゼン	μg/m ³	0.00002	0.80	0.80002	3以下 ^{※1}
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.00012	0.53	0.53012	130以下 ^{※1}
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.00012	0.15	0.15012	200以下 ^{※1}
ジクロロメタン	μg/m ³	0.00012	1.3	1.30012	150以下 ^{※1}
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.0024	0.017	0.0194	0.6以下 ^{※1}
水銀	ng/m ³	0.072	1.4	1.472	40以下 ^{※2}

注1：寄与濃度は最大着地濃度地点（排気筒の北西約500m）における濃度を示す。
 注2：ダイオキシン類を除くバックグラウンド濃度は、鶴見区潮田交流プラザ局における平成28～令和2年度における年平均値の平均を用いた。ダイオキシン類のバックグラウンド濃度は、鶴見区生麦小学校局における平成30年度における年平均値を用いた。
 ※1は環境基準値を、※2は有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値を示す。

添付資料 3-3, 3-16, 資料編 資-17, 資-47～資-48

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

供用後の大気汚染物質濃度の予測結果
短期濃度（1時間値）
 （二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素）

予測項目	単位	寄与濃度 A	バックグラウンド濃度 B	将来予測 環境濃度 A+B	環境基準値 /短期暴露の指針値 /目標環境濃度
二酸化硫黄	ppm	0.003～0.0116	0.032	0.035～0.0436	0.1以下 ^{※1}
二酸化窒素	ppm	0.0005～0.0023	0.123	0.1235～0.1253	0.1～0.2 ^{※2}
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0009～0.0037	0.101	0.1019～0.1047	0.20以下 ^{※1}
塩化水素	ppm	0.0009～0.0037	0.00032	0.00122～0.00402	0.02 ^{※3}

注1：寄与濃度、将来予測環境濃度は、資料編に示す5種類の特殊気象条件下の最大着地濃度の予測結果の範囲を示す。最大着地濃度地点位置は、資料編（資-24ページ、資-30ページ、資-35ページ、資-40ページ、資-45ページ）を参照。

注2：二酸化硫黄のバックグラウンド濃度は、令和2年度の鶴見区潮田交流プラザ局の1時間値の最大値を用いた。二酸化窒素、浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、令和2年度の鶴見区生麦小学校局の1時間値の最大値を用いた。塩化水素のバックグラウンド濃度は、池貝隆宏（2015）廃棄物焼却炉周辺における塩化水素の最大着地濃度の推定、全国環境研会誌、40巻3号に記載の横浜市鶴見区における環境アセスメントによる塩化水素実測値（0.00032ppm）とした。

※1は環境基準値を、※2は二酸化窒素に係る短期暴露の指針値を、※3は塩化水素の目標環境濃度を示す。

添付資料 3-3, 3-16, 資料編 資-19～資-48

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<大気質>

計画施設の排ガス諸元に基づき、長期濃度（年平均値）、短期濃度（特殊気象条件下）の予測を行った結果、いずれも環境基準、指針値、目標値に適合していることが確認されました。

そのため、本事業による大気質への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<水質>

- 計画施設からの排水のうち、焼却施設から排水されるボイラ水や機器冷却水は、再利用水タンクに貯留し、減温設備にて蒸発させるため、放流することはありません。洗車排水や床清掃排水は、全て汚水槽で回収し、焼却処理します。休炉中に排水が発生した場合は、汚水タンクに貯留し、稼働後に焼却処理、もしくは外部の処理業者に委託します。
- 生活排水の排水量は10m³/日程度の計画であり、合併浄化槽で処理した後、排水口より公共用水域（大黒運河）に放流します。「水質汚濁防止法」の一般排水基準及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の公共用水域に排出される排水の規制基準を遵守します。
- 建物屋根の雨水は、排水口より公共用水域（大黒運河）に放流します。防油堤や集水桝等の雨水については、油水分離槽を通して排水口より公共用水域（大黒運河）に放流しますが、排水口の前には、最終監視桝を設け、pH値・導電率の常時監視を行う計画です。

そのため、本事業による水質への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<騒音・振動>

- 計画施設に設置する蒸気タービン、復水ファン、送風機、ポンプ等から騒音・振動が発生しますが、防音・防振対策を講じます。蒸気タービンや誘引送風機、空気圧縮機は建屋内に設置することで、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満足するよう設置します。
- 工事中の防音対策として、防音パネルなどを設置し、周辺への騒音影響の低減に努めます。
- 事業計画地の用途地域は工業専用地域であり、計画地の周辺全てが工業専用地域となっております。
- 計画地の北側には幼稚園・保育園等の教育施設や福祉施設、病院等がありますが、計画地に最も近い教育施設、福祉施設、病院等はGENKIDS新子安保育園であり、約860m離れています。

そのため、本事業による騒音・振動の著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<土壌汚染>

- 廃棄物の保管場所の床面はコンクリート構造で計画し、構外に流出させない漏洩対策を講じます。
- 地下浸透禁止物質の保管場所には、床面に樹脂によるコーティングやステンレス製の板などを設置し、漏洩時の地下浸透防止策を講じます。
- 廃油や廃液の保管タンクは、防油堤や防液堤を設け、漏洩を防止します。
- 処理後の燃え殻（主灰）やばいじん（飛灰）の保管については、コンテナ等に貯留し、屋内で管理します。

そのため、本事業における土壌汚染の著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<悪臭>

- 本事業では、廃棄物ピットの入口にシャッターを設け、廃棄物ピット周辺の空気は、焼却施設の燃焼室に吸引し、高温焼却することで無害化します。
- 屋外に保管する廃棄物は、密閉式の容器に収めて保管します。
- 有機溶剤等の気化しやすい産業廃棄物を取り扱う際は、密閉容器からポンプにて焼却施設内に移送する設計とし、大気拡散の防止を図ります。
- 感染性産業廃棄物については、基本的に搬入後即日処理しますが、保管が必要な場合は、保冷設備内に保管する計画とします。

そのため、本事業による悪臭の著しい影響はないと考えられます。

以上のことから、学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域への著しい影響はないと考えられます。

添付資料 3-4

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

39

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

計画地及びその周辺は主に埋立地であり、特に自然度の高い植生の地域や野生生物の重要な生息地若しくは生育地になっていません。

添付資料 3-4

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

40

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

ア	首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
イ	都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域
ウ	都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域
エ	森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域
オ	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

＜各法令等に定められた区域＞

調査区域には、「近郊緑地保全区域」、「近郊緑地特別保全地区」、「特別緑地保全地区」、「風致地区」、「森林区域」、「農業振興地域」、「農用地区域」はありません。

添付資料 3-5

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

41

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

カ 緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地

＜条例に指定された保存すべき緑地＞

調査区域には「東寺尾ふれあいの樹林」がありますが、計画地からは約2.5km離れており、本事業による影響はないと考えます。

また、調査区域には「市民の森」はありません。



ふれあいの樹林の位置

添付資料 3-5, 3-17, 3-18

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

42

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

＜法律により指定された鳥獣保護区の区域＞
調査区域には鳥獣保護区（浅野学園愛護林）がありますが、計画地から約1km離れており、本事業による影響はないと考えられます。



鳥獣保護区

43

添付資料 3-5, 3-19

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物

ケ 神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物

コ 横浜市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物

＜文化財＞

- 調査区域には、文化財保護法により指定された史跡である「生麦事件碑」や認定歴史的建造物である「日産自動車株式会社横浜工場1号館（旧本社ビル）」などがありますが、本事業による直接的な改変はありません。
- 本事業では、蒸気タービン、復水ファン、送風機、ポンプ等から振動が発生しますが、防振対策を講じます。
- 蒸気タービンや誘引送風機、空気圧縮機は建屋内に設置することで、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満足するよう設置します。
- 工事期間中の影響についても、十分に距離が離れており、計画地の近傍ではありません。

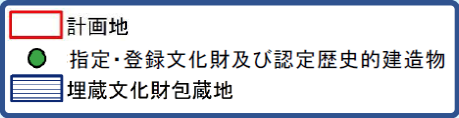
従って、振動の影響はないと考えられます。

44

添付資料 3-5

この資料は、「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

文化財等の状況



文化財等の位置

添付資料 3-5, 3-20~3-22

この資料は、「アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書添付資料」の内容を抜粋したものです。

ご清聴ありがとうございました。